

「サニーコート広島」入居促進及びパンフレット作製業務委託仕様書

1 目的

広島県住宅供給公社(以下「公社」という。)では、《安心》で《快適》、《充実》した豊かな老後の暮らしを届けるために、入居時自立型の「介護付き有料老人ホーム サニーコート広島」を運営している。

開設から30年が経過している「サニーコート広島」の入居率は 80%程度で推移しており、令和 7 年 7 月 1 日現在、一般居室 81.7%となっている。

令和 8 年 4 月 1 日からは、入居金及び介護費用の価格改定を実施するため、平均すると 5,200 千円値上げとなる。令和 8 年 3 月 31 日までの契約であれば現行料金が適用される。

このため本業務では、価格改定前にターゲットに対し入居を促すよう需要を喚起し、令和 8 年 3 月末時点の契約ベースでの入居率を 95%まで引き上げることを目的とする。

2 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。

3 業務概要

- (1) 「サニーコート広島」の入居促進につながるイベントの企画と周知媒体の作成及び委託期間内での PR 等の実施
- (2) 「サニーコート広島」の施設概要パンフレットの作製

4 業務の内容

- (1) 入居促進(内容についてはサニーコート広島とも調整を図ること)
 - ア) 令和 7 年 10 月、11 月に 4 日間開催する特別案内会の企画・広報・集客・運営
会場はサニーコート広島。1 日の定員は 20 名程度、最大 24 名
 - イ) 認知度向上及び個別見学促進のための業務期間内を通じた継続的な広報
 - ウ) 上記、ア)・イ)のクリエイティブの作成及び広報の実施
 - エ) 入居率が 95%に達しなかった場合の価格改定後、令和 8 年 4 月以降の入居促進案
 - オ) 入居率が 95%を超えた場合の価格改定後、令和 8 年 4 年以降の入居促進案

※ WEB 広告は別事業者が実施するため、調整を行うこと
- (2) サニーコート広島の施設概要パンフレットの作製(令和 8 年 4 月以降)
 - ア) 企画立案、構成、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集などパンフレット作製に必要な全ての作業を実施すること。ただし、写真、原稿等については、必要に応じ発注者が所有している資料等を可能な範囲で貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
 - イ) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
 - ウ) WEB 上で公開することを前提として作製すること。
 - エ) 部数:2500 部(複数アイテムの場合は 2500 セット)

5 成果品及び提出期限

パンフレットの納期は令和 8 年 2 月頃とし、別途指示する。

業務実施報告書(任意様式)を紙媒体及び電子データにより令和 8 年 7 月 30 日までに提出すること

6 契約に関する条件等

- (1) 再委託

受託者は、事前に公社の承諾を得て、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することができる。また、公社により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。)を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、公社に帰属するものとし、また公社は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

公社は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、公社の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

(1) 受託者は、公社と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 公社は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに公社に報告、協議を行い、その指示を受けること。